

(案)

役務契約書（単価契約）

発注者と受注者とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び役務契約約款によって、役務契約に関し、以下のとおり契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	役務契約（単価契約） （令和8年度津軽森林管理署官用自動車点検等業務）
品名・物件名	役務契約（単価契約） （令和8年度津軽森林管理署官用自動車点検等業務）
数量（単位）	1式
仕様	別紙1「官用自動車点検等業務仕様書」のとおり
契約金額 （税込み）	金 円 （うち自動車重量税 円） （うち自賠責保険料 円） （うち消費税及び地方消費税相当額 円）
契約期間	令和8年 月 日から令和9年3月31日
納入場所	津軽森林管理署
契約保証金	免除
備考	契約単価は別添3「単価表」のとおり

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和8年 月 日

発注者 青森県弘前市大字豊田二丁目2-4
分任支出負担行為担当官
津軽森林管理署長 寺村 智 印

受注者

印

※ 紙による契約の場合は上記下線部分を削除し、「署名」部分を「記名押印」とする。

官用自動車点検等業務仕様書

1 対象物品

別添 1、令和 8 年度津軽森林管理署官用自動車点検等業務（整備内容一覧表）（以下「一覧表」という。）に定める自動車とする。

なお、台数及び数量については予定であり、変動することもあるので、契約相手方は予定台数に変更があっても異議を申し立てないこと。

一覧表以外の整備（消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。）については、契約相手方が点検を実施した結果、整備が必要であると判断した場合に、支出負担行為担当官等が任命した監督職員に連絡の上指示を受けるものとする。

2 請負内容

（1）契約相手方は、別添 2 の車両引渡場所一覧より車両を引き取り、点検・検査等を実施の上、庁舎に返還するものとする。

（2）一覧表及び入札書（内訳書）における件名の内容は次のとおりとする。

ア 定期点検とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 48 条に基づく点検整備とする。

イ 継続点検とは、法第 62 条に基づく検査とする。

ウ 基本点検技術料とは、法第 48 条に基づく自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）において規定する全ての項目の点検作業をいう。

エ 保安検査確認とは、法第 62 条に定める継続検査に係るものとする。

オ 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な書類は契約者の負担において用意するものとする。

カ 車内清掃とは、車内の粉じん等ゴミの除去、ゴムマットの清掃及び樹脂並びに鉄製部分の拭き掃除の作業をいう。

外回り清掃とは、外回りの洗浄、拭き掃除の作業をいう。

キ エンジンオイル交換には、エンジンオイル（部品）代金を含むものとする。エンジンオイルについては、API 規格（ガソリン車は S L 品質以上）のものとし、該当車種に適したエンジンオイルを使用すること。

なお、エンジンオイル量は 1 台当たり 5 リットルを交換すると想定して算定することとし、精算金額は実際のオイル交換量に 1 リットル当たりの単価を乗じて算出した金額を採用するものとする。

ク 別途発注

上記以外の業務については、支出負担行為担当官等が任命した監督職員と契約相手方による協議により決定するものとする。

3 整備の追加

（1）契約相手方は、上記 1 の定めにより、点検等を実施しようとするとき、又は実施した結果、一覧表に定められた内容以外の追加整備が必要と判断した場合は、直ちに支出負担行為担当官等が任命した監督職員に連絡するとともに、その追加整備項目が頭書の契約単価に定めのないときは、当該追加整備にかかる費用の見積りを当該車両の使用者である官署の長あて提出するものとする。

（2）当該車両の使用者である官署の長は、契約単価に定めのない部分の追加整備について前項の契約相手方の通知内容及び費用が適当であると判断した場合は、追加整備させるものとする。

4 保証

契約相手方は、当該業務の完了後6か月、又は当該業務を実施した対象車両が、業務を完了したときからの走行距離が1万キロメートルに達したときのいずれか早い日までの期間において、業務を実施した箇所に、当該業務が原因で不具合が生じた場合であって、かつ、その不具合が当該業務が原因で生じたものと契約相手方が認めるときは、その不具合箇所を契約相手方の負担において再度整備するものとする。その他、保証の詳細は、契約相手方の発行する整備保証書による。

5 代金の請求及び支払

- (1) 契約相手方は、業務の履行を完了し支出負担行為担当官等が任命した検査職員の検査に合格したときは、毎月分若しくは数か月分を取りまとめ、適法な請求書により履行した数量に頭書に定める契約単価を乗じた金額を支出負担行為担当官に請求することができる。
- (2) 支出負担行為担当官等は、前項の支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を契約相手方に支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当のため、契約相手方に返送した場合には、支出負担行為担当官等がその返送した日から契約相手方の適法な請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に算入しない。

6 その他

契約相手方は、車両の返還に当たっては、支出負担行為担当官等が任命した検査職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

また、その際は、整備した全ての内容を明確に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記録した書面を併せて提出すること。

令和8年度津軽森林管理署官用自動車点検等業務(整備内容一覧表)

管理番号	署等	事務所	登録番号	車台番号	車名		型式	ガソリン ディーゼル 車別	自賠責保険期間		自動車重量税	自賠責保険料	自動車重量税	自賠責保険料	取得年度	登録・交付年月日	車検満了日	車検実施予定月 定期点検又は	継続点検(車検)						定期点検	車内及び外回り清掃	エンジンオイル交換	備考										
					メーカー	車種			自	至									基本点検技術料	エンジン、下廻り スチーム洗浄	下廻り防錆塗装	保安検査確認	継続検査代行	基本点検技術料														
06-525	津軽署	大鰐	青森480え4863	TT2-439156	スバル	サンバートラック	EBD-TT2	ガソリン	R7.3.16	R9.3.16	自家用 軽自動車貨物 検査対象車 2年	自家用 軽自動車 検査対象車 本土24ヶ月	8,200	17,540	H20	H21.2.23	R9.2.26	R9 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13年経過					
06-532	津軽署	黒石	青森580そ335	DG64W-295315	マツダ	スクラムワゴン	ABA-DG64W	ガソリン	R7.4.16	R9.4.16	自家用 軽自動車 検査対象車 2年	自家用 軽自動車 検査対象車 本土24ヶ月	8,200	17,540	H21	H22.3.19	R9.3.18	R9 2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13年経過					
05-866	津軽署	碓ヶ関	青森501た6818	J210G-0009079	ダイハツ	ビーゴ	ABA-J210G	ガソリン	R7.2.13	R9.2.13	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで	自家用 乗用 本土 24ヶ月	34,200	17,650	H23	H24.1.13	R9.1.16	R8 12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13年経過					
05-861	津軽署	芦花	青森500も4640	J210G-0009063	ダイハツ	ビーゴ	ABA-J210G	ガソリン	R7.3.10	R9.3.10	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで	自家用 乗用 本土 24ヶ月	34,200	17,650	H23	H24.2.10	R9.2.9	R9 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13年経過					
05-935	津軽署	岩崎	青森300は9097	NT31-326524	日産	Xトレイル	DBA-NT31	ガソリン	R7.3.20	R9.3.20	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで	自家用 乗用 本土 24ヶ月	34,200	17,650	H25	H26.2.20	R9.2.19	R9 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13年経過					
05-934	津軽署	深浦	青森300は9096	NT31-326523	日産	Xトレイル	DBA-NT31	ガソリン	R7.3.20	R9.3.20	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで	自家用 乗用 本土 24ヶ月	34,200	17,650	H25	H26.2.20	R9.2.20	R9 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13年経過					
05-933	津軽署	大戸瀬	青森300は9095	NT31-326521	日産	Xトレイル	DBA-NT31	ガソリン	R7.3.20	R9.3.20	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで	自家用 乗用 本土 24ヶ月	34,200	17,650	H25	H26.2.20	R9.2.19	R9 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13年経過					
05-960	津軽署	砂子瀬	青森501そ5610	J210G-2001442	ダイハツ	ビーゴ	ABA-J210G	ガソリン	R7.3.19	R9.3.19	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで	自家用 乗用 本土 24ヶ月	24,600	17,650	H27	H28.2.19	R9.2.18	R9 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
06-698	津軽署	碓ヶ関	青森480す5843	DR17V-296448	日産	クリッパー	HBD-DR17V	ガソリン	R6.12.21	R8.12.21	自家用 軽自動車貨物 検査対象車 2年	自家用 軽自動車 検査対象車 本土24ヶ月	6,600	17,540	H30	H30.11.21	R8.11.21	R8 10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
05-1075	津軽署	署(治山)	青森300む1175	RU2-1305542	ホンダ	ヴェゼル	DBA-RU2	ガソリン	R6.12.1	R8.12.1	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで	自家用 乗用 本土 24ヶ月	24,600	17,650	R1	R1.11.1	R8.10.31	R8 9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
06-714	津軽署	岩崎	弘前480あ1052	DA17V-503688	スズキ	エブリイ	HBD-DA17V	ガソリン	R7.2.12	R9.2.12	自家用 軽自動車貨物 検査対象車 2年	自家用 軽自動車 検査対象車 本土24ヶ月	6,600	17,540	R2	R3.1.12	R9.1.11	R8 12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
06-715	津軽署	深浦	弘前480あ1051	DA17V-504286	スズキ	エブリイ	HBD-DA17V	ガソリン	R7.2.12	R9.2.12	自家用 軽自動車貨物 検査対象車 2年	自家用 軽自動車 検査対象車 本土24ヶ月	6,600	17,540	R2	R3.1.12	R9.1.11	R8 12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
05-1143	津軽署	署	弘前500さ7757	MN71S-318219	スズキ	クロスビー	4AA-MN71S	ガソリン	R6.1.11	R9.2.11	自家用 乗用 エコカー減税対象車 車両重量1トンまで	自家用 乗用 本土 24ヶ月	16,400	17,650	R5	R6.1.11	R9.1.10	R8 12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
車検計 13 台															272,800	228,900																						
06-391	津軽署	鯉ヶ沢	青森480う2837	DG63T-416927	マツダ	スクラムトラック	EBD-DG63T	ガソリン	R7.9.10	R9.9.10	自家用 軽自動車貨物	自家用 軽自動車			H19	H19.8.16	R9.8.29	R8 7																				
06-479	津軽署	署	青森580こ7429	JM23W-600173	マツダ	オフロード	ABA-JM23W	ガソリン	R7.10.18	R9.10.18	自家用 軽自動車	自家用 軽自動車			H20	H20.9.19	R9.9.18	R8 8																				
06-503	津軽署	署	青森580さ6637	H58A-0805812	三菱	パジェロミニ	ABA-H58A	ガソリン	R8.3.20	R10.3.20	自家用 軽自動車	自家用 軽自動車			H20	H21.2.26	R10.2.25	R9 1																				
06-516	津軽署	砂子瀬	青森580さ7359	TW2-031994	スバル	ディアスワゴン	ABA-TW2	ガソリン	R8.3.24	R10.3.24	自家用 軽自動車	自家用 軽自動車			H20	H21.3.5	R10.3.4	R9 2																				
05-917	津軽署	岩木	青森500ゆ8364	J210G-2000418	ダイハツ	ビーゴ	ABA-J210G	ガソリン	R8.3.13	R10.3.13	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで	自家用 乗用			H24	H25.2.13	R10.2.12	R9 1																				
05-1002	東北局	津軽白神森林生態系 全センター	青森300ほ4708	SJ5-094606	スバル	フォレスタ	DBA-SJ5	ガソリン	R8.2.26	R10.2.26	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで	自家用 乗用			H28	H29.1.26	R10.1.25	R8 12																				
06-697	東北局	津軽白神森林生態系 全センター	青森480さ9203	DR17V-265262	日産	クリッパー	HBD-DR17V	ガソリン	R7.11.22	R9.11.22	自家用 軽自動車貨物	自家用 軽自動車			H29	H29.11.22	R9.11.21	R8 10																				
05-1034	津軽署	署(治山)	青森300み1794	NT32-586282	日産	Xトレイル	DBA-NT32	ガソリン	R7.12.19	R9.12.19	自家用 乗用 車両重量2トンまで	自家用 乗用			H30	H30.11.19	R9.11.18	R8 10																				
05-1123	津軽署	相馬	弘前500さ5998	A210S-0018204	ダイハツ	ロッキー	3BA-A210S	ガソリン	R8.4.3	R10.4.3	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで	自家用 乗用			R4	R5.3.3	R10.3.2	R9 2																				
05-1124	津軽署	黒石	弘前500さ5999	A210S-0018197	ダイハツ	ロッキー	3BA-A210S	ガソリン	R8.4.3	R10.4.3	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで	自家用 乗用			R4	R5.3.3	R10.3.2	R9 2																				
05-1139	津軽署	署	弘前300さ6259	TSMLYEH1S00B49663	スズキ	エスクード	5AA-YEH1S	ガソリン	R8.4.8	R10.4.8	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで	自家用 乗用			R4	R5.3.8	R10.3.7	R9 2																				
06-731	津軽署	大鰐	青森480た4035	S710B-0004379	スバル	サンバー	5BD-S710B	ガソリン	R8.2.11	R10.2.11	自家用 軽自動車貨物 車両重量1.5トンまで	自家用 軽自動車貨物			R5	R6.1.11	R10.1.10	R8 12																				
05-1171	津軽署	大鰐	弘前500す1146	MND1S-104734	スズキ	クロスビー	5AA-MND1S	ガソリン	R7.12.10	R11.1.10	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで	自家用 乗用			R7	R7.12.10	R10.1.29	R8 11																				
06-742	津軽署	鯉ヶ沢	弘前480あ8584	DA17V-954887	スズキ	エブリイ	5BD-DA17V	ガソリン	R7.12.10	R10.1.10	自家用 軽自動車貨物 車両重量1.5トンまで	自家用 軽自動車貨物			R7	R7.12.10	R9.12.9	R8 11																				
05-1172	津軽署	鯉ヶ沢	青森300ゆ5822	GUE-043996	スバル	クロストレック	5AA-GUE	ガソリン	R8.2.20	R11.3.20	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで	自家用 乗用			R7	R8.2.20	R11.2.19	R9 1																				
12ヶ月点検計 15 台															272,800	228,900																						
合計 28 台															272,800	228,900																						

令和8年度津軽森林管理署官用自動車点検等業務 予定金額内訳書

件名(項目)			数量(a)	単位	単価(税抜) (b)	金額 (a)×(b)
自動車重量税	乗用自動車(自家用)	車両重量1.5トンまで(2年) ※13年未満	2	台	24,600	49,200
	乗用自動車(自家用)	車両重量1.5トンまで(2年) ※13年経過	5	台	34,200	171,000
	乗用自動車(自家用)	車両重量1トンまで ※13年未満	1	台	16,400	16,400
	軽自動車(自家用)	軽自動車(2年) ※13年未満	3	台	6,600	19,800
	軽自動車(自家用)	軽自動車(2年) ※13年経過	2	台	8,200	16,400
(A) 自動車重量税計			13	台		272,800
自賠責保険料	乗用自動車(自家用)	本土 24ヶ月契約	8	台	17,650	141,200
	軽自動車(自家用)	本土 24ヶ月契約	5	台	17,540	87,700
(B) 自動車損害賠償責任保険料計			13	台		228,900
継続点検(車検)	基本点検技術料	乗用車(車両重量1.5トンまで)	7	台		
		乗用車(車両重量1トンまで)	1	台		
		軽自動車 検査対象車	1	台		
		軽貨物自動車	4	台		
	エンジン、下廻りスチーム洗浄	乗用車(車両重量1.5トンまで)	7	台		
		乗用車(車両重量1トンまで)	1	台		
		軽自動車 検査対象車	1	台		
		軽貨物自動車	4	台		
	下廻り防錆塗装料	乗用車(車両重量1.5トンまで)	7	台		
		乗用車(車両重量1トンまで)	1	台		
		軽自動車 検査対象車	1	台		
		軽貨物自動車	4	台		
	車内及び外回り清掃	全車種	13	台		
	保安検査確認	全車種	13	台		
	継続検査代行	全車種	13	台		
	エンジンオイル交換	対象14台 ※1台につき5ℓとして算定(単価は1ℓ)	65	ℓ		
(C) 継続点検(車検)計			13	台		
定期点検 12ヶ月点検	基本点検技術料	乗用車(車両重量1.5トンを超え2トンまで)	1	台		
		乗用車(車両重量1.5トンまで)	7	台		
		軽自動車 検査対象車	3	台		
		軽貨物自動車	4	台		
	車内及び外回り清掃	全車種	15	台		
エンジンオイル交換	対象13台 ※1台につき5ℓとして算定(単価は1ℓ)	75	ℓ			
(D) 定期点検(12ヶ月点検)計			15	台		
(E) 作業料金計 (C)+(D)						
(F) 非課税分 (A)+(B)						
(G) 税抜額計 (E)+(F)						
(H) 消費税額 (E)*10%						
(I) 合計(税込) (G)+(H)						

別添 2

車両引渡場所一覧

物件名	官署名	住所	電話番号
令和 8 年度津軽森林管理署官用自動車点検等業務	津軽森林管理署	〒036-8101 青森県弘前市大字豊田 2 丁目 2-4	0172-27-2800